

決議案第 3 号

三豊市議会政治倫理基準の遵守に関する決議

上記決議案を別紙のとおり三豊市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 30 日提出

三豊市議会議長 石井 勢三 様

提出者	三豊市議会議員	込山 文吉
賛成者	三豊市議会議員	瀧本 哲史
賛成者	三豊市議会議員	城中 利文
賛成者	三豊市議会議員	水本真奈美
賛成者	三豊市議会議員	湯口 新
賛成者	三豊市議会議員	近藤 武
賛成者	三豊市議会議員	高木 修
賛成者	三豊市議会議員	丸戸 研二
賛成者	三豊市議会議員	伊藤 幸洋

三豊市議会政治倫理基準の遵守に関する決議

三豊市議会は、市民の厳粛な信託を受けた代表として、その責務の重大性を深く認識し、常に高い倫理観と良識を持って行動することが求められている。とりわけ「三豊市議会議員政治倫理条例(以下「条例」という。)」は、議員が市民の疑惑を招くような行為を排し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として議会自らが定めた、市民に対する厳粛な誓約である。

条例に規定する政治倫理基準への違反が認められたことは、議員個人の資質や責任にとどまらず、三豊市議会全体に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾と言わざるを得ない。我々市議会議員は、市民の代表者としての誇りと自覚を持ち、いかなる時も疑惑を持たれることのないよう、自らを厳しく律しなければならない。

よって、三豊市議会は、本決議をもって政治倫理基準違反が発生することのないよう、適切に対処していくものとし、議会全体として市民の信頼を早期に回復するよう政治倫理の向上に努め、清廉かつ公正な議会運営に邁進することをここに決意する。

以上、決議する。

令和8年6月30日

三豊市議会